2023年10月3日

お客さま各位

破産管財人、相続財産管理人等口座開設手数料新設について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申しあげます。

2024年1月1日（月）より破産管財人、相続財産管理人等が新規に開設する口座について、事務負担等を考慮し口座開設手数料を新設します。

日頃よりご利用いただいておりますお客さまには大変ご迷惑をお掛け致しますが、今後もサービスの充実に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

手数料新設日	2024年1月1日（月）
手数料金額	口座開設1件あたり11,000円（税込）
対象口座	新規に開設する破産管財人、相続財産管理人、相続財産精算人名義の全口座 ※既存口座を破産管財人等に名義変更する場合も含みます。

以上

名古屋銀行
Bank of NAGOYA